

[参 考]

1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）

(1) 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用 途 地 域	基 準 値	達 成 期 限
I	・第 1 種低層住居専用地域 ・第 2 種低層住居専用地域 ・第 1 種中高層住居専用地域 ・第 2 種中高層住居専用地域 ・第 1 種住居地域 ・第 2 種住居地域 ・準住居地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域	7 0 d B 以下	昭和 60 年 7 月 28 日
II	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	7 5 d B 以下	

(2) 基準値の測定・評価方法

- ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 2 0 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- イ 測定は、屋外において原則として地上 1 . 2 m の高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- ウ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

2 環境基準達成期限以降の当面の目標

(1) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成について」（昭和 60 年 10 月 21 日環大企第 659 号）

対象となる地域	当 面 の 目 標	達 成 期 限
住宅が集合する地域	7 5 デシベル以下となるよう努めること	住宅密集地域が連続する地域においては、5 年以内を目途に対策を完了するよう努めること（平成 2 年度末）

(2) 「新幹線鉄道騒音に係る 7 5 デシベル対策の達成状況について」（平成 4 年 3 月 19 日環大企第 79 号）

- ア 東海道新幹線沿線の住宅密集地域が連続する地域（第 1 次 7 5 ホン対策区間）のうち、7 5 デシベル以下を達成することができなかった地域にあっては、平成 5 年度末までに 7 5 デシベル以下とすること。
- イ 東海道新幹線沿線の住宅が集合する地域（第 2 次 7 5 ホン対策区間）で、7 5 デシベルを越える地域にあっては、平成 8 年度末を目途に 7 5 デシベル以下にすること。

(3) 「新幹線鉄道騒音に係る 7 5 デシベル対策の達成状況について」（平成 10 年 3 月 31 日環大一第 35 号）

東海道新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域（第 3 次 7 5 ホン対策区間）のうち 7 5 デシベルを超える地域にあっては、平成 1 4 年度末を目途に 7 5 デシベル以下とすること。

(4) 「新幹線鉄道騒音に係る当面の対策について」（平成 18 年 5 月 12 日環水大自発第 060512001 号）

第 1 次、第 2 次及び第 3 次 7 5 ホン対策区間以外の区間において 7 5 デシベルを超える地域にあっては、7 5 デシベル以下とするとともに、その他の地域についても環境基準の達成に向けて対策の実施に努めること。

3 新幹線鉄道振動に係る指針等

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）

(1) 指針

- ・ 7 0 デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。

(2) 測定方法等

- ア 測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 2 0 本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取って行うこと。
- イ 振動の評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行うこと。
- ウ 振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がなく十分踏固め等の行われている堅い場所で、傾斜又は凹凸のない水平面を十分確保できる場所とすること。